

さくら市クビアカツヤカミキリ果樹園被害木伐採推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、特定外来生物であるクビアカツヤカミキリによる被害の拡散防止を図るため、クビアカツヤカミキリの発生源となる被害木を伐採する者に対し、さくら市補助金等交付規則(平成17年さくら市規則第57号。以下「規則」という。)、さくら市補助金等の交付に関する規程(平成17年さくら市訓令第40号)及びこの告示に定めるところにより、予算の範囲内でさくら市クビアカツヤカミキリ果樹園被害木伐採推進事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 果樹園 販売目的で果樹を栽培する園地をいう。
- (2) クビアカツヤカミキリ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令(平成17年政令第169号)別表第1に定めるクビアカツヤカミキリをいう。
- (3) 被害木 クビアカツヤカミキリの被害を受けている果樹園にある樹木をいう。

(補助対象となる被害木)

第3条 補助金の交付の対象となる被害木は、フラス(クビアカツヤカミキリの幼虫が樹木の中に存在している場合に確認される幼虫のフン及び木くずをいう。)が発生している樹木で、市長が被害木と認定したものとする。

2 前項の規定により市長が被害木と認定した場合は、クビアカツヤカミキリ果樹園被害木認定通知書(様式第1号)により、被害木を所有し、又は管理する者(以下「所有者等」という。)に通知するものとする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に存する被害木の所有者等
- (2) 前条第2項によるクビアカツヤカミキリ果樹園被害木認定通知書を受け取った者
- (3) 被害木の伐採後の処置、運搬等について適切に被害の防除及び拡散防止対策を行う者
- (4) 市税を完納している者
- (5) 同一年度内に補助金の交付を受けていない者

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、第8条に規定する申請の日からその属する年度の3月末日までの期間に実施する被害木の伐採に必要な費用のうち、次に掲げる経費とする。ただし、所有者等が自ら伐採、切断及び運搬する場合における器具の購入費用は除くものとする。

- (1) 被害木の伐採に要する費用
- (2) 伐採後の被害木を焼却するための切断に要する費用
- (3) 伐採後の被害木の運搬に要する費用
- (4) 被害木に代えて新たに果樹を植栽するために要する費用

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の額又は100万円のいずれか低い額とする。

2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(事業の実施期間)

第7条 事業の実施期間は、令和8年度から令和9年度までとする。

(交付の申請)

第8条 補助金の交付を申請しようとする補助対象者は、クビアカツヤカミキリ果樹園被害木伐採推進事業費補助金交付申請書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請するものとする。

- (1) 事業計画書（様式第3号）
- (2) 収支予算書（様式第4号）
- (3) 補助対象経費に係る見積書及び内訳書その他詳細が確認できる書類の写し
- (4) クビアカツヤカミキリ果樹園被害木認定通知書の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第9条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、規則第5条の規定により交付の決定をしたときは、クビアカツヤカミキリ果樹園被害木伐採推進事業費補助金交付決定通知書（様式第5号）及びクビアカツヤカミキリ果樹園被害木伐採推進事業費補助金交付決定指令書（様式第6号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

(変更の承認)

第10条 前条の規定による交付の決定があった者（以下「交付決定者」という。）は、規則第6条第1項第1号の規定による承認を求める場合は、クビアカツヤカミキリ果樹園被害木伐採推進事業費補助金変更承認申請書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、遅滞なく市長に申請しなければならない。

- （1） 変更事業計画書
- （2） 変更収支予算書
- （3） 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請に係る変更を承認した場合は、クビアカツヤカミキリ果樹園被害木伐採推進事業費補助金変更承認通知書（様式第8号）及びクビアカツヤカミキリ果樹園被害木伐採推進事業費補助金変更決定指令書（様式第9号）により、当該交付決定者に通知するものとする。

3 規則第6条第1項第1号の市長の定める軽微な変更は、補助対象経費の2割以内の減額とする。
（実績報告）

第11条 交付決定者は、事業が完了したときは、クビアカツヤカミキリ果樹園被害木伐採推進事業費補助金実績報告書（様式第10号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- （1） 事業実績書（様式第3号）
- （2） 収支決算書（様式第4号）
- （3） 補助対象経費に係る領収書及び内訳書その他詳細が確認できる書類の写し
- （4） 被害木の伐採前後の写真
- （5） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（額の確定の通知）

第12条 市長は、前条の規定による報告があったときは、規則第16条の規定により当該報告の内容の審査を行い、補助金の交付決定の内容に適合すると認めたときは速やかに交付すべき補助金の額を確定して、クビアカツヤカミキリ果樹園被害木伐採推進事業費補助金の額の確定通知書（様式第11号）及びクビアカツヤカミキリ果樹園被害木伐採推進事業費補助金の額の確定指令書（様式第12号）により当該確定した額を当該報告をした者に通知するものとする。

（交付の請求）

第13条 交付決定者が補助金の交付を受けようとするときは、クビアカツヤカミキリ果樹園被害木伐採推進事業費補助金交付請求書（様式第13号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) クビアカツヤカミキリ果樹園被害木伐採推進事業費補助金交付決定通知書の写し
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- (その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。